

協定区域	西区井吹台東町6丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2012年6月4日
	面積	37,700.16 m ²		更新 2026年3月5日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2026年3月5日～2036年3月4日(10年)

協定内容の概要

- 建築物の用途は、1戸建て専用住宅に限る。ただし、次の建築物については建築可能とする。
 - 親子等が居住する2世帯住宅(玄関の数は問わない)。
 - 学習塾、華道教室その他これらに類する兼用住宅で、建築基準法施行令第130条の3第6号で定める範囲のもの、かつ、近隣に迷惑をかけないように駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じたもの。
- 建築物の敷地の区画は150 m²を最低敷地面積とする。この協定締結時の区画を併合の上、分割した際も同様とする。
- 建築物の敷地の地盤面の高さは、当該敷地の造成工事竣工時における設定地盤面の高さを変更してはならない。ただし、造園等のための必要最小限の変更は、この限りではない。
- 建築物及び垣・柵等の工作物並びに植栽は、良好な状態を保つよう努めなければならない。
- 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離は1m以上とする。クリーンステーションとの境界線についての本項のあつかいは隣地境界線とみなす。
 - 車庫等で軒高が2.3m以下のもの
 - 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの
- 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの、かつ、文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺と調和するよう努めなければならない。
- 機械式立体駐車場の設置は不可とする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

160

ネンリタウン



位置図

